

体的なまちづくりの問題を扱っておりますので、これとの整合性は当然のこととして出てまいります。

基本計画部分の中に具体的な事業が出てまいりました場合に、それが基本計画の中に入ってくるような形になるのかどうかといった問題だろうと思えますけれども、基本計画そのものの性格から申し上げまして、一応まちづくりのこういった事案につきましては、一定の形で触れてくる全体の分野を個別の形で分野別にいろいろ計画化をしていきますので、そういった中に関連するところは基本計画の中にも出てくるであろうという予測を持ってまいります。

さらに基本計画のその辺の整合性につきましては、いずれにいたしましても、ここで出されてくる提案というものが十月レベルでは大体こういったものができそうだということが出てまいると思えますので、その段階で基本計画との整合性をとらなくてはならないということになりましたら整合性はとっていききたいというふうに考えております。

それからもう一つ、今年度もし事業の施策を実施していくということになりますと実施計画との関連が出てまいりますのでございますけれども、先ほど助役の方からお話ございましたように、実施計画そのものは、今年度の事業について当初段階でこういうことをやっていくということが決まっているわけでございます。それに新たに追加をしていくということになりますと、それなりの考え方で、それなりの必要性があってということになってまいりますので、その辺につきましては議会の先生方と御相談をしながら、ひとつ実施計画への追加というような形で施策を取り上げさせていただきたいという考え方を持っております。以上でございます。

○十一番（松山 清君）　ここでお聞きするのはこの程度にしておきます。また総務委員会や関係委員会でいろいろ質問が出るでしょうから……。

ただ、れんげみみたいな、こういうものをつくるということは大いに結構なことだと思います。ただ、これに関連してお聞きしたわけですが、今後やっぱり実施計画にとらわれてどうにもならないことじゃなくて、もっと私どものいろいろな提案についても、どうぞ年度途中でも結構でございますから、取り上げていただくような、そういうことだけ希望しておきます。

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますおります議案第四十八号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）　御異議なしと認めます。よって議案第四十八号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君）　日程第八　議案第四十九号　平成元年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君）　御指名をいただきましたので、議案第四十九号　平成元年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、昭和六十三年分の精算によるものと一般会計より繰り入れさせていただきましたものを繰り戻そうとするものでございます。

恐縮でございますが、五七ページをお開きいただきたいと思えます。まず総則において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千四十八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十四億一千四百八十八万四千円と定めようとするものでございます。

次に、五九ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入におきまして支払基金交付金の二十五万七千円の追加ですが、これは医療費交付金の精算分千円の減と、審査支払手数料交付金精算分二十五万八千円との相殺で二十五万七千円の補正でございます。

国庫支出金及び都支出金の千円の減は、医療費負担金精算分でございます。  
繰越金につきましては二千二十三万二千円の前年度繰越金でございます。

以上、歳入の補正の額は二千四十八万七千円で、総額十四億一千四百八十八万四千円と相なる次第でございます。

次に、歳出でありますが、諸支出金の二十四十八万七千円の追加補正でございますが、これは国庫支出金精算返還金二百七十七万三千円、都支出金精算返還金六十九万三千円及び支払基金精算返還金の四百八十六万八千円でございます。また、他会計への繰出金でございますが、一般会計への繰出金として一千二百十五万三千円を計上させていただき、歳出の補正額二千四十八万七千円とし、総額十四億一千四百八十八万四千円と相なる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第九 議案第五十号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第五十号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

七三ページをお開きください。総則でございますが、第一条におきまして、翌年度への繰越経費を定めようとするものでございます。

次に、七五ページをごらんください。第一表繰越明許費でございますが、先ほど一般会計におきまして説明がありました。防衛施設周辺道路整備事業に伴う下の川分負担金で、工事はJRへの委託工事ですが、関係機関との調整によりまして事業が工期内に完了する見込みがないため、工事に伴う負担金一千六百四十二千円を繰越明許しとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十 議案第五十一号 平成元年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第五十一号 平成元年度福生市受託水道事業会計補正

予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は職員人件費の共済組合負担金を補正しようとするものでございます。それでは七九ページをお開きいただきたいと存じます。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出それぞれ二百四十八万三千円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を七億四千七百八十六万六千円と定めようとするものでございます。

次に、八二ページをお開きいただきたいと存じます。第一表の歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。歳入では受託水道事業収入二百四十八万三千円を追加補正しまして、歳入合計七億四千七百八十六万六千円にいたそうとするものでございます。

次に歳出でございますが、受託水道事業費の水道管理費におきまして二百四十八万三千円の補正をいたすもので、これは職員人件費で職員二十九名分の共済組合負担金でございますが、先ほど一般会計でも御説明がありました、これは行革特例法によりまして東京都市町村職員共済組合の市町村負担金のうち、国の負担額が減額したため過年度の不足額を増額補正しようとするものでございます。

したがって、歳出合計七億四千七百八十六万六千円に定めようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十一号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は、建設委員会に付託することに決定いたします。

した。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十一 議案第五十二号 福生市立福生第七小学校内装改良工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第五十二号 福生市立福生第七小学校内装改良工事（建築）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本件は、教育内容の充実に資するため教育施設整備の一環といたしまして、福生市立第七小学校内装改良工事を施行しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。

まず、最初に当該工事の概要につきまして説明を申し上げます。

本工事は校舎の内装改良工事として普通教室十七教室、特別教室を四教室、管理諸室二室分と、これに関連します廊下や便所の天井張りかえ、壁塗装かえ、一部床張りかえ、それに家具類等の取りかえを実施しようとするものでございまして、その延べ床面積は四千三百二十九平方メートルでございます。

次に、契約の關係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的は、福生市立福生第七小学校内装改良工事（建築）で、契約の方法でございますが、入札を三回にわたりまして行ったわけでございますが、いずれも予定価格に達する落札者が出なかったため、その最低価格の入札業者と協議をし、次のような金額で合意に至りましたので、地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりまして、随意契約とするようになりました次第でございます。

契約の金額につきましては九千七百五万六千九百円ということでございますが、この金額は消費税が含まれたものでございます。

本件の入札経過につきましては別添の資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成元年九月十一日までと相なっております。

契約の相手方は、東京都福生市志茂一六一番地、田村建設工業株式会社、代表取締役田村洋一郎でございます。

なお、本件に対します関連工事としまして、別途に分離発注をしております。電気設備工事につきましては、福生市牛浜五一番地、三輪電気株式会社と一千九十一万八千円で、また給排水衛生設備工事につきましては、福生市一七五番地、安藤設備株式会社と四百二十二万三千円でそれぞれ契約を予定をしております。

そのほか、今後の問題でございますが、防音機能復旧工事、いわゆるサッシの工事の施行でございますけれども、この件につきましては、現在、防衛施設庁と協議中でございますので、決定次第追加工事として発注してまいりたいと存じます。

以上、まことに雑駁な説明でございますけれども、慎重御審議を賜りまして原案どおり御同意いただきますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） 二点ほどお尋ねします。

まず、工期なんですけれども、確定の日から平成元年の九月十一日ということになっております。なかなか今、この企業も職方不足で、特に夏休み工事ですと、そういう部分で工事をする方でもなかなかその辺の問題もあるうかと思うんですけれども、九月十一日だと、もう学校が始まっている時期だと思んですが、そこら辺の授業との関係についての影響がどのくらいあるのか、ないのか、もっともこの日でないんだろけれども、影響があるかどうかという点と、これがおくれた場合には、またどういう影響が出てくるかという点をお願いします。

それと、今消費税の話がありましたけれども、これ、計算すればわかるんでしょうけれども、この消費税抜きの額をちょっと教えてください。

○企画財政部長（野沢久人君） 消費税抜きの額でございますが、九千四百二十三万円と相なります。

○教育次長（古谷正夫君） 工期の関係でございますけれども、九月十一日までというふうになっておりますが、授業

の影響につきましては、ないというふうに思っております。工期は八月の三十一日までに行っていたら、十一日間につきましては残務整理というふうなことで授業には影響ないというふうなことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第五十三号 福生市立福生第二中学校内装改良第一期工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第五十三号 福生市立福生第二中学校内装改良第一期工事（建築）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本件は、教育内容の充実向上を図るための教育施設整備の一環といたしまして、福生市立第二中学校内装改良工事を施行しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。

まず、最初に当該工事の概要につきまして御説明を申し上げます。

本工事は、校舎の内装改良二カ年度事業の本年度分として、普通教室二十三教室、職員室等の管理諸室六室と、これに関連いたします廊下や便所の天井張りかえ、壁塗装がえ、一部床塗装、それに家具類等の取りかえを実施しよう

とするものでございまして、その延べ床面積は三千百五十三平方メートルでございます。

次に、契約の關係でございしますが、本議案に記載してございますように、契約の目的は、福生市立福生第二中学校内装改良第一期工事（建築）で、契約の方法でございしますが、入札を三回にわたりまして行ったわけでございますが、いずれも予定価格に達する落札者が出なかったため、その最低価格の入札業者と協議し、次のような金額で合意に至りましたので、地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりまして、随意契約というようになりました次第でございます。

契約の金額につきましては一億一千六百九十七万七千百円ということでございまして、この金額は消費税が含まれたものでございます。

本件の入札経過につきましては別添の資料のとおりでございますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成元年九月十一日までと相なっております。

契約の相手方は、東京都青梅市野上町三丁目五番地の五、株式会社、荒井組、代表取締役、荒井秀敏でございます。なお、本件に対します関連工事といたしまして、別途に分離発注をしております。電気設備工事につきましては、福生市熊川一〇六八番地、宮崎電気株式会社と一千六百二十五万三千四百円で、また給排水衛生設備工事につきましては、福生市志茂二〇〇番地、株式会社、桑林工業所と二千四百七十二万円でそれぞれ契約を予定しております。

そのほか、今後の問題のことでございますが、先ほどの案件の第七小学校と同様に、防音機能復旧工事、いわゆるサッシの工事の施行ですが、この件につきましても現在、防衛施設庁と協議中でございますので、決定次第追加工事として発注してまいりたいと存じます。

以上、まことに雑駁な説明でございますけれども、慎重御審議を賜りまして原案どおり御同意いただきますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） これは同じ日にこういう入札が行われたわけですか。どうも何ていうんですか、内容は小学校と中学校の違いだからそんな感じもするんですし、同じ日だとすれば、効率的にやるために小学校の方も同じ十社、

中学校も全く同一会社で十社というようなことでやったのかなと思うんですが、従前もこういう方法をやっておるわけですか。同じ十社で二回やるのと、五社ずつ別々にそれぞれやるのともまたわけが違うだろうし、もうちょっとほかの会社に入札の機会を与えても私はいいと思うんだね。十社、十社別々で二十社に入札の機会を与えるか、そういうことだって可能だったわけでしょう。なぜ、それをやらなかったんですか。

○助役（浅見裕康君） ただいまの御質問でございしますが、同日に行っております。確かに御指摘ございましたように、できるだけ受注機会を広くするという意味では、あと全く別な、例えば会社を指名したらということでございますけれども、現実的に、この場合ほとんど西多摩と近隣の建設会社をほとんど網羅して実は指名をしております。そういうことで、同日に行ったわけでございます。

いろいろな指名の方法がございますけれど、それらは指名委員会で協議してこのような決定をさせたわけでございまして、同日に二件やるというようなケースも従来もございました。そのようなことで、ひとつよろしく願います。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 五時二十分まで休憩いたします。

五時八分 休憩

五時二十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十三 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。助役浅見裕康君。足を痛めているということで、自席での発言を許します。

○助役（浅見裕康君） 勝手にございますけれども、ひとつお許しをいただきたいと思います。

議案第五十四号の關係でございます。御指名をちょうだいしましたので、議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について説明申し上げます。

本案は、福生町監査委員及び福生市監査委員として十九年間の長きにわたり在任されまして、福生市の発展に貢献され、昭和六十三年九月三十日をもって御退任されました福生市志茂一六〇番地 山下久吉氏を、福生市表彰条例第三条第一項第三号該当者として自治功勞表彰をいたすべく御提案を申し上げた次第でございます。

何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださるようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。よろしく願います。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十四 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について説明申し上げます。

本案は、福生町選挙管理委員会委員及び福生市選挙管理委員会委員として一年十一月並びに福生市教育委員会委員として十二年間在任されまして、福生市の発展に貢献され、昭和六十三年九月三十日をもって御退任なされました福生市加美平三丁目三七番地一三、高崎彌太郎氏を、福生市表彰条例第三条第一項第三号及び旧条例規定による既得権の保障年数の換算規定によるところの附則第三項該当者としたしまして表彰いたすべく、表彰審査委員会に諮りましてその御答申をちょうだいいたしましたので、自治功勞表彰をいたしたく御提案を申し上げた次第でございます。

慎重に御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださるようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十五号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十五 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について説明申し上げます。

本案は、福生町農業委員会委員として九年及び福生市選挙管理委員会委員として十二年間在任されて、福生市の発展に貢献され、昭和六十三年十二月二十四日をもって御退任なされました福生市大字熊川七五九番地、吉岡喜代造氏を、福生市表彰条例第三条第一項第四号該当者として自治功労表彰をいたしたく御提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議の上、原案どおり御同意くださるようお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十六 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

日程第十七 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

の二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第五十七号及び議案第五十八号の福生市表彰条例に基づく

自治功労表彰について、二議案を一括して説明申し上げます。

この二議案につきましては、多年にわたり市職員として市行政に貢献されましたその功績に対しまして表彰いたそうとするものでございます。

まず、議案第五十七号でございますが、福生市職員として三十一年九カ月、引き続きまして二期八年にわたり助役として在職、市行政に貢献され、昭和六十三年九月二十四日をもって御退任なされました福生市大字福生五五〇番地、古谷徳男氏を、福生市表彰条例附則第四項旧条例の資格該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りしましてその御答申をちょうだいしましたので、自治功労表彰をいたすため御提案を申し上げた次第でございます。

次に、議案第五十八号でございますが、福生市職員として三十三年五カ月、引き続き二期八年、教育長として在職、市行政に貢献され、昭和六十三年九月三十日をもって御退任されました福生市大字熊川八八二番地、故森田 猛氏を、福生市表彰条例附則第四項旧条例の資格該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りしましてその御答申をいただきましたので、自治功労表彰をいたしたく御提案を申し上げた次第でございます。

以上、二議案につきまして慎重御審議を賜りまして、原案どおり御承認くださるようお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十七号及び議案第五十八号の二案について採決いたします。

お諮りいたします。

本二案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号及び議案第五十八号の二案は、原案のとおり同

意されました。

○議長（仲村清信君）

日程第十八 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十九 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

の三案を一括して議題といたします。

本三案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君）

御指名をいただきましたので、議案第五十九号から議案第六十一号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰についての三議案を一括して説明申し上げます。

議案第五十九号、第六十号及び第六十一号は、いずれも消防団員として十五年間にわたり消防行政に貢献されております方々でございまして、議案第五十九号につきましては、福生市大字熊川四五二番地一五、高橋コーポ一〇五号室、石内章弘氏を。

議案第六十号につきましては、福生市大字熊川五四五番地九、兒島和夫氏を。

議案第六十一号につきましては、福生市牛浜五四番地、豊泉金一氏を、それぞれ福生市表彰条例第四条第一号該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りしましてその御答申をいただきましたので、一般表彰いたしたく御提案申し上げた次第でございます。

以上、三議案につきまして慎重御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださるようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本三案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第五十九号、議案第六十号及び議案第六十一号の三案について採決いたします。

お諮りいたします。

本三案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第五十九号、議案第六十号及び議案第六十一号の三案は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君）

日程第二十一 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○助役（浅見裕康君）

御指名をいただきましたので、議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について説明申し上げます。

本案は、福生交通安全協会福生支部の役員として二十五年間市民の交通道德を高め、交通事故防止の活動に貢献され、昭和六十三年三月三十一日御退任されました福生市大字熊川三八〇番地二、野島芳雄氏を、福生市表彰条例第四条第四号該当者として表彰いたすべく、表彰審査委員会にお諮りしましてその御答申をいただきましたので一般表彰をいたそうとさせていただきます。

慎重に御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださるようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第六十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十二号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第二十二 議案第六十三号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 小野光朗君登壇)

○建設部長(小野光朗君) 御指名をいただきましたので、議案第六十三号 市道路線の廃止につきまして御説明申し上げます。

今回お諮りするのは二路線でございます。

まず、市道第一七三号線につきましては、熊川体育館の西側に位置する幅員二・四メートル、延長九・五四メートルの行きどまりの道路でございます。既に一般の交通の用に供さなくなりましたため、道路法第十条一項の規定により廃止しようとするものでございます。

次に、市道武蔵野台二九号線につきましては、第三市営住宅地内に位置する幅員四メートル、延長七十・七九メートルの道路でありまして、このたび市営住宅の建て替えに伴いまして路線の一部、延長四十三・六メートルを廃止する必要があります。道路法第十条第一項の規定により一部廃止をしようとするものであります。一部廃止後の起点は、武蔵野台二一一四番地先に、終点も同番地先に定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第二十三 陳情第一一八号 消費税廃止の意見書採択を求める陳情書を議題といたします。本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で意見を終わります。

陳情第一一八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 追加日程第一 議案第六十五号 水爆搭載機の水没事故に対する緊急措置を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十番 村野和一郎君登壇)

○十番(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第六十五号の意見書につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本事件は、二十四年前に米空母タイコンデロガの艦載機が水爆を積んだまま奄美群島近海に転落、そのまま四千メートルの海底に水没したという事故があったことがニューズウィークの誌に掲載されたことから、日本国民の心を震撼ならしめ、大きな衝撃を与えました。そのため、防衛施設所在関係自治体を初め、多くの自治体が核の疑惑や事故の解明についての要請運動が起きておることは御承知のとおりであります。

今後、長い年月には、いずれ日本沿岸は放射能に汚染されるのではないかという恐怖感が強まっておりますが、そうでなくても核に対してアレルギーというか、神経をとがらせているこのごろであります。無責任にも二十四年間もこうした事故を放置し、公開しなかったということに対して日本国民として憤りを覚えるものであります。

将来における我が国の安全確保のためにも、即刻アメリカ政府に調査の継続と水爆を回収撤去すること、真相を明らかにすること、そしてまた、我が国においても国民の不安解消のための海洋調査を実施すること、さらには国是とも言える非核三原則の具体策を講じること、以上のような三点について内閣総理大臣を初め、関係各大臣に対して本意見書を提出しようということから、賛成者の御理解と御協力を得まして本案を提出した次第であります。

よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十五号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十日から十九日までの十日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって明十日から十九日までの十日間、休会とすることに決定いたし

ました。

なお、次回本会議は、六月二十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十一分 散会